

「介護職員処遇改善加算」とは

介護職員処遇改善加算（以下、処遇改善加算）とは、介護職員の賃金向上を目的に、介護報酬を加算して支給する制度です。2011年まで実施されていた介護職員処遇改善交付金を引き継ぐ形で、2012年に運用が開始されました。

加算を受けるために必要な要件は、「キャリアパス要件」と「職場環境等要件」の2つがあり、満たす要件に応じて「加算Ⅰ」から「加算Ⅲ」までの3段階になっています。

処遇改善の加算率は、事業所のサービス区分と算定要件により決定され、要件を多く満たしている事業所ほど加算率が高くなります。

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

2019年10月の介護報酬改定により現行の制度に上乘せする形で「特定処遇改善加算」が始まりました。特定処遇改善は、優れた技能や経験を持つ介護職員の処遇改善を目的として介護報酬をさらに加算して支給される制度です。

内閣府が2017年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」で提示された「勤続年数10年以上の介護福祉士に対して月額8万円相当の処遇改善を行う」という方針に基づく制度設計です。

「介護職員等特定処遇改善加算の要件」

- 介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること
- 職場環境要件について、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の区分で、それぞれの区分について1つ以上取り組んでいること
- 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

介護職員等ベースアップ等支援加算

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（2021年11月19日閣議決定）を踏まえ、2022年10月以降について2022年度介護報酬改定を行い、介護職員の収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるため、介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されました。

「介護職員等ベースアップ等支援加算の要件」

- 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
- 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ（「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ）等に使用することを要件とする。

加算算定状況

加算算定状況					2023年4月現在
	事業所名	サービス名	処遇改善加算区分	特定処遇改善加算区分	ベースアップ等支援加算
大阪市西淀川区	介護老人保健施設ユアィ	介護老人保健施設 短期入所療養介護(老健) 介護予防短期入所療養介護(老健) 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	加算 I	特定加算 I	算定
	ヘルパーステーションちぶね	訪問介護 訪問型サービス(総合事業)	加算 I	特定加算 I	算定
	デイサービスセンターなごみ	通所介護 通所型サービス(総合事業)	加算 I	特定加算 I	算定
大阪市大正区	介護付有料老人ホームスローライフおかじま	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	加算 I	特定加算 I	算定
	デイサービスセンターおかじま	通所介護 通所型サービス(総合事業)	加算 I	特定加算 I	算定
	ヘルパーステーションおかじま	訪問介護 訪問型サービス(総合事業)	加算 I	特定加算 II	算定
高槻市	介護老人保健施設ケーアイ	介護老人保健施設 短期入所療養介護(老健) 介護予防短期入所療養介護(老健) 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	加算 I	特定加算 I	算定
	ヘルパーステーション愛仁会高槻	訪問介護 訪問型サービス(総合事業)	加算 I	特定加算 I	算定
	介護老人保健施設しんあい	介護老人保健施設 短期入所療養介護(老健) 介護予防短期入所療養介護(老健) 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	加算 I	特定加算 I	算定
尼崎市	ヘルパーステーションだいまつ	訪問介護 訪問型サービス(総合事業)	加算 I	特定加算 I	算定
	尼崎だいまつ病院 通所リハビリテーション	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	加算 I	特定加算 I	算定
	介護老人保健施設だいまつ	介護老人保健施設 短期入所療養介護(老健) 介護予防短期入所療養介護(老健)	加算 I	特定加算 I	算定
茨木市	介護老人保健施設ひまわり	介護老人保健施設 短期入所療養介護(老健) 介護予防短期入所療養介護(老健) 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	加算 I	特定加算 I	算定
吹田市	介護老人保健施設つくも	介護老人保健施設 短期入所療養介護(老健) 介護予防短期入所療養介護(老健) 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	加算 I	特定加算 I	算定
	つくもヘルパーステーション	訪問介護 訪問型サービス(総合事業)	加算 I	特定加算 I	算定
	いのうえヘルパーステーション	訪問介護 訪問型サービス(総合事業)	加算 I	特定加算 I	算定

賃金改善以外の処遇改善の取り組み

「入職促進に向けた取組」

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

「両立支援・多様な働き方の推進」

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

「腰痛を含む心身の健康管理」

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

「生産性向上のための業務改善の取組」

- ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

「やりがい・働きがいの醸成」

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善